

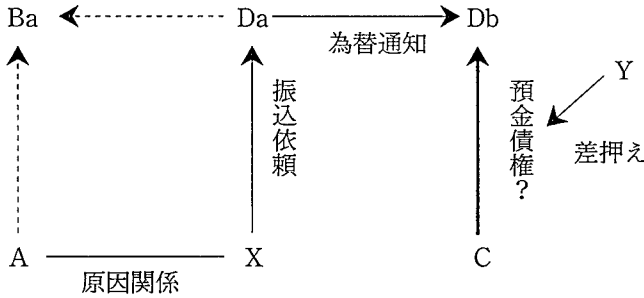
原因関係を欠く誤った振込依頼によつて受取人の預金債権が成立するとされた事例

〔最高裁平成八年四月二六日第二小法廷判決（民集五〇巻五号一二六七頁）〕

一 事実の概要

竹内 明世

X（原告・被控訴人・被上告人）は、平成元年四月二八日に、訴外A（株式会社東辰（とうしん））との間の質貸借契約の賃料・光熱費等合計五五八万三〇三〇円を、訴外B銀行a支店に開設されたAの当座預金口座に振り込んで支払うべきところ、誤つて、以前取引があつた訴外C（株式会社透信（とうしん））の訴外D銀行b支店に開設されている普通預金口座に入金する旨の振込依頼を、D銀行a支店に対して行つた。この時点でXのCに対する債務は存在しなかつたが、AもCもXの管理簿上は「カ）トウシン」だったので、このような間違いが生じたのである。その結果、Cの普通預金口座に五五八万三〇三〇円の入金記帳が行われた。Xは後にその錯誤に気付き、D銀行a支店に組戻を申し入れたが、D銀行a支店はCの承諾がないと入金記帳の取消はできないと回答したので、Cに連絡をとつたが、Cは倒産して連絡がとれなかつたので、XはCに対する不当利得返還請求権保全のために、右預金債権を仮差押した。一方、平成元年七月三一日に、Cの債権者Yが、CのD銀行a支店に対する普通預金債権の残高五七二万二八九八円について差押えを行つた。差し押さえられた預金債権のうち、五五八万三〇三〇円については、Xの振込による資金



であった。そこで、Xは、自らの振込による資金についての預金債権の差押えに対して、第三者の異議の訴えにより、差押えの排除を求めた。

第一審（東京地判平二・一〇・二五）は、

「振込における受取人と被仕向銀行との関係は、両者間の預金契約によりあらかじめ包括的に、被仕向銀行が為替による振込金等の受入れを承諾し、受入れの都度当該振込金を受取人のため、その預金口座に入金し、かつ、受取人もこの入金を受入れを承諾してこれについて預金債権を成立させる意思表示をしているのであり、右契約は、準委任契約と消費寄託契約の複合的契約であると解される。」

ここで、両者が、預金債権を成立させることにつき事前に合意しているのは、受取人との間で取引上の原因関係ある者の振込依頼に基づき仕向銀行から振り込まれてきた振込金等に限定されると解するのが相当である。

正常な取引通念、当事者の合理的意思に合致すると思われるからである。」
 として、誤振込による預金債権の成立を否定した。さらに、

「不当利得制度の趣旨を考えた場合、原告はCが払戻を受ける前であれば、本件振込金の所有者であるD銀行に対して、払戻の後であれば、Cに対して、振込金と同額の金額の返還を請求できると解するのが相当である。」

本件振込金は、寄託者がいないのに前記銀行において寄託物と扱われているものであるから、その価値の保留を右銀行（C）が払戻を受けているときは（C）に許すことは、

法律上の理念より生ずる公平の理想に反することになるからである。」

として、預金の払戻の前後で不当利得返還義務者が異なるという判断をした。そして、本件差押えとXの第三者異議について、

「(本件強制執行の目的物は)実存しないものであるから、原告は、これについて「その譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者」(民執法三八条)であると直接的にはいえないかも知れないが、本件のように目的物そのものが実存しない場合には、右目的物に準ずるものともいえるべき本件振込金につきこれと同額の金員の返還請求権を有しているのであるから、これを根拠に、右条文を類推して、右第三者に当たると解することができる。

存在しない債権が差し押さえられているという外観を取り除くため、そしてこの外観を放置することにより今後発生が予想される複雑な法律関係を未然に防止するために、原告に第三者異議を認めることは有益である。」

として、XのYに対する第三者異議の訴えを認容した。これに対して、Yが控訴した。控訴審では、Xは、原因関係不存在による預金債権の不成立に加えて、D銀行a支店に対して行った振込依頼の錯誤無効を主張した。

原審(東京高判平三・一一・二八)は、まず、錯誤無効の主張について

「Xは、D銀行に対し、Aに賃料等を送金する意思で誤ってCへの送金手続を依頼したものであるから、Xの振込依頼には要素の錯誤があつたというべきである。

しかし、右錯誤は、Xの一方的かつ単純な過失により生じたもので、Xが従前から支払方法として銀行振込を利用していたことに照らし、著しく注意を欠いたものといわざるを得ず、Xに重大な過失があると認めるのが相当である。」として、錯誤無効の主張を認めなかった。そして、原因関係を欠く預金債権の成否については

「振込金について銀行が受取人の預金口座に入金記帳することにより、受取人の預金債権が成立するのは、受取人と

の間で締結されている預金取引契約に基づくものである。

振込金による預金債権が有効に成立するために受取人と振込依頼人との間において当該振込金を受け取る正当な原因関係が存在することを必要とするか否かも、右預金取引契約の定めるところによるべきであるが、振込が原因関係を決済するための手段であることを鑑みると、特段の定めがない限り、基本的にはこれを必要とするのが相当である。」〔本件の振込は〕明白、形式的な手違いによる誤振込であり、このような振込についてまで、誤って受取人とされた C のために預金債権が成立することは、著しく衡平の觀念に反するものであり、通常の預金取引契約の合理的解釈とはいいたい。

したがって、他に特別の事情の認められない本件においては、C の D 銀行に対する本件預金債権は成立していないというべきである。」

として、誤振込による預金の成立を否定した。そして、本件差押えと X の第三者異議について、「右のとおり、C は D 銀行に対して本件預金債権を取得していない。被控訴人の振込金が C の預金口座に入金記帳され、その金銭価値が C に帰属しているように取り扱われていても、実質的には、右金銭価値は、なお被控訴人に帰属しているものというべきである。」

しかるに、被控訴人に帰属している右金銭価値が、外観上存在する本件預金債権に対する差押えにより、あたかも C の責任財産を構成するものとして取り扱われる結果となつていたのであるから、被控訴人は、右金銭価値の実質的帰属者たる地位に基づき、これを保全するため、本件預金債権そのものが実体上自己に帰属している場合と同様に、右預金債権に対する差押えの排除を求めることができるかと解すべきである。」

として、X による第三者異議を認めた。これに対し、Y は、預金の成立は、原審の述べる通り、預金取引契約の定め

るところによるが、「預金の成立は、預金を成立させる旨の合意とこれに対応する資金の交付を要し、かつそれで足りる。しかし、原判決の考え方によれば、預金成立の合意に対応する資金交付は、単なる資金交付（振込入金）では足らず、原因関係があることを必要としており、これは受取人と依頼人との間の原因関係という為替取引外の客観的事実の有無が、事実上独立の要件として付加されたことになり、預金契約の趣旨及び前記預金規定の解釈からしても、全く不合理なものである。」として、上告した。

二 判旨

破棄自判

「1 振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。ただし、前記普通預金規定には、振込みがあつた場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行のとの間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸からせていることがわける定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であつて、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られているからである。

2 また、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しないにもかかわらず、振込みによつて受取人が振込金相当の預金債権を取得したときは、振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を

有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできないといふべきである。〔1〕

三 本判決の位置づけ

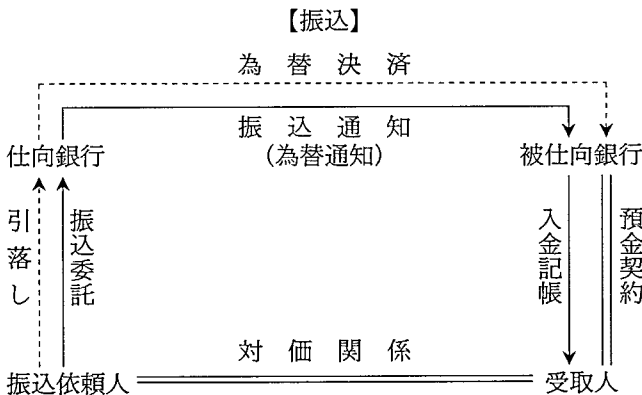
振込依頼人のミスによる誤振込による受取人の預金債権の成否については従来よりするどい対立があった。本判決はこの問題についての初めての最高裁判決であり、一応の解決を与えたといえる。

判旨に反対する。

四 研究

1 振込当事者の法律関係

振込は、振込依頼人と受取人の間の原因関係の決済手段であり、振込依頼人と仕向銀行との振込依頼契約、仕向銀行と被仕向銀行との間の為替契約^②、被仕向銀行と受取人との間の預金契約といった、四当事者の契約が連結したものとして理解することができる。そして、誤振込について問題が生じるのは、①振込依頼人が振込先を誤った場合、②仕向銀行が被仕向銀行に誤った通知をした場合、③被仕向銀行が預金口座を誤って入金処理をした場合、④被仕向銀行が入金通知を誤って第三者にした場合の四通りが考えられる。本件は①が問題と



なっている。

振込依頼人が振込先を誤った場合、振込依頼人が取りえる手段としては、まず、組戻が考えられる。組戻とは、一度取り組んだ為替取引について、依頼人が何らかの事情によりその必要がなくなったため、被仕向銀行にその取消を申し出ることをいう。振込依頼人と仕向銀行の間の振込契約の法的性質は進委任契約であるから、当事者はいつでも解除することができるので（民法六五一条一項）、組戻は振込契約の解除といえる。そして、振込における委任事務の内容は、振込依頼人の指定した受取人の預金口座に入金することであるから、被仕向銀行が受取人の預金口座への入金処理を完了した後は組戻ができないことになるが、実務では、受取人の預金口座への入金処理完了後も、被仕向銀行、受取人の承諾を得て、組戻依頼に依じている。本件の場合は、Cの預金口座への入金記帳後に、Xは組戻を申し出ているが、Cに連絡が取れず承諾を得られなかつたので、組戻ができなかつたのである。

また、振込依頼人が振込依頼についての錯誤無効（民法九五条）を主張することが考えられる。これについては、振込契約においては金額違い・相手方違いは要素の錯誤にならないと解したり、振込依頼人に重過失を認めて無効の主張を許さないと解して、振込依頼人による錯誤無効の主張は否定される傾向にあつた³。それでも、振込依頼人には、誤振込による預金債権を不成立とすることで振込金を回収するという道があつたのである。しかし、誤振込によって預金債権が成立するとの最高裁判決が出された現在、振込依頼人の錯誤無効の主張の可否について、あらためて検討することは有益であると考ええる。

2 誤った振込依頼と預金債権の成否

（1）預金債権の法的性質

預金口座保有者が取引銀行に現金を預け、銀行がこれを受けて入金記帳するのは消費寄託契約（民法六六六条）であり、口座保有者は預金と同時に預金債権を取得する。しかし、振込の場合には、受取人の被仕向銀行に対する預金債権取得の根拠が問題となる。

この点、実務では、被仕向銀行と受取人は振込契約上では直接の法律関係になく、あくまでも預金契約上の法律関係を有するのみであることを前提に、当座勘定規定や普通預金規定に基づき、被仕向銀行が受取人の預金元帳に一方的に入金記帳することにより、受取人は振込金と同額の預金債権を取得すると説明されている。しかし、振込による預金債権の成立につき振込依頼人と受取人との間に原因関係が必要かどうかは預金規定には示されていない。そこで、振込による預金債権の成立には振込依頼人と受取人との間の振込金を受け取る正当な原因関係の存在を要求し、誤振込の場合には原因関係がないから受取人に利益を享受させる必要はなく、その債権者にも「棚ぼた式」利益を得させるのは不合理と考える立場と、振込制度の安全・安価・迅速な資金移動手段であるという機能性・有用性に着目し、預金債権の成立に原因関係は必要ないと考える立場がすくなく対立することになったのである。

(二) 預金債権の成立を否定する見解（原因関係を必要とする立場）

預金債権の成立を否定する見解は、その根拠を預金契約の解釈に求めるもの、預金契約の要物性に求めるものがある。

預金契約の解釈から預金債権の成立を否定する見解は、被仕向銀行と受取人との間の預金契約に誤振込の場合の処理に関する条項が存在しない場合は、問題はこの預金契約の解釈になるとし、すべての振込は何らかの原因関係の決済手段のほゞであるから、原因関係と預金債権の成否を全く切り離して考えることはできない、すなわち、原因関係

が存在しないのに振込依頼があったというだけで受取人に預金債権が成立するとは考えられず、正当な理由なく誤って振り込まれた金員についても預金債権が成立すると考えることは、著しく公平の観念に反することになるとする。⁸⁾ また、被仕向銀行としては、誤って指定された受取人の預金口座へ入金記帳をしたことをもって受取人との間に預金を成立せしめる意思があったとは解されず、誤って受取人として指定され入金記帳された者にとっても取引上全く関係のない第三者から振込がなされたことが明らかな場合に、自己の預金として受け入れる意思があるとは認められないとする。⁹⁾ さらに、預金債権が成立すると、受取人には法律上原因のない利得が生ずることになり、誤って振込依頼を行った者に対して不当利得返還義務を負うことになる。しかし、誤って振込依頼を行った者が誰であるかを正確に知ることは、通常の受取人にとって容易ではない。したがって、不当利得返還請求権を有すると自称する者に対して支払った結果、民法四七八条の適用による保護を受けられない場合は、二重払いの危険を負うことが考えられる。そして、不当利得返還義務は取立債務であるとしても、請求に応じて支払を行うこと自体、一般の受取人には一定の間がかかることが考えられる。また、受取人が悪意に転じた後は利息の支払が問題となり得る（民法七〇四条）。これに対しては、預金債権が成立しなければ受取人は不当利得返還義務を負わず、右のようなリスクとコストを免れることができる。以上のように考えれば、一般の預金者には右のようなリスクとコストを負担する意図があると想定することは到底できず、また、一般の預金者は右のようなリスクとコストを負担するべきであるとも考えられないため、取引上の原因関係がない振込は預金の対象としないと解釈するべきであるとする。¹⁰⁾

預金契約は消費寄託契約であり、その要物性から預金債権の成立を否定する見解は、出捐者を預金者と認めるべきであるとする確定した判例理論に照らして、誤って受取人とされた者を預金の出捐者と認めることはできないとする。¹¹⁾

(三) 預金債権の成立を肯定する見解 (原因関係を不要とする立場)

預金債権の成立を肯定する見解は、もし預金債権の成立に原因関係を要求すれば、被仕向銀行は振込による預金口座への入金、預金者と振込依頼人との間の「取引上の原因関係のあるもの」についてのみ入金処理をすべき性質のものであるということになるが、このような調査・確認を行うことは被仕向銀行には不可能であり、また、指定された受取人口座も現実に存在し、仕向銀行も被仕向銀行も正規に事務を執行したわけで、銀行手続上何の落ち度もなく正規に受任義務を果たしている被仕向銀行が紛争に巻き込まれるのは不合理である点を主張する。すなわち、振込委託から入金まで正常に行われているのに、後から振込依頼人があれば間違いであったといえれば途端に預金債権が不成立となるのは常識的解決ではないし、まったく手続上正規に行われた多数の振込入金の中に、有効なものとは無効なものも混在し、無効なものについては振込金につき被仕向銀行が不当利得しているという結論になること、また、第三者が正規の手続を経て入金記帳された預金を差し押さえたところ、実は原因関係がなかったので差押えの効力はないとなるのは一般論として通用しないとしている。¹²⁾

(四) 預金債権は成立するが、受取人に帰属しないと見る見解

預金債権は成立するが、受取人に帰属しないと見る見解は、預金債権は、振込依頼人の振込金提供で要物性を満たし、成立する。しかし、預金債権の受取人への帰属については、預金債権が原因関係の決済手段として利用されていることから、弁済の一般的要件を満たすことを要し、その要件とは、a 債務の本旨にしたがった給付であること、b 給付が当該債務のためになされること、であるから、a の要件については、何らかのミスで全く無関係な受取人の口座に入金記帳され、受取人による払戻可能な状態が出現しても、それには弁済の提供という意味はありえないこと、b の要件については、振込依頼人と受取人との間に有効な原因債務が存在すれば、その給付により原因債務の消滅が

認められ、これによって決済の目的を達成するものであるが、誤振込の場合にはそのようなことがないから、受取人には預金債権の帰属が認められないとする¹⁴⁷。

（五）検討

預金契約の解釈において、確かに振込は、振込依頼人・仕向銀行・被仕向銀行・受取人という四当事者からなる四面の法律関係を生じさせるものであるから、振込依頼人・受取人間の法律関係（原因関係）と、被仕向銀行・受取人間の法律関係（預金債権の成否）とを切り離して考える余地がないとは言えない。実際にも、振込は原因関係（例えば、売買代金か借入金返済か）が何であるかを特定しないで行われる入金の依頼であるから、そういう意味では、抽象的・無因的な取引と考えて、振込金の入金記帳により預金債権の成立が肯定されるべきとも考えられる。また、振込依頼人のミスによる誤振込の場合、仕向銀行・被仕向銀行とも各々の義務にしたがって手続を履行したのであるから、銀行の預かり知らない事情によって預金債権の成否が左右されるとするのは銀行業務の迅速性・安定性に反するとも考えられる。

しかし、そもそも振込は原因関係の決済のための手段であることを考えると、預金契約における預金者が、原因関係のない振込による資金までも自己の預金債権として受け入れる意思があるとはいえないのではないか。これは、例えば、預金口座の名義人以外の者が預金者の意思に反して勝手に預け入れをした場合に、預金債権が成立するとは考えられないことから理解できる（民法五三七条二項）。また、誤振込による預金債権の成立を肯定すると、受取人は不当利得返還義務を負うことになるが、これが取立債務であるとしても、何らかの費用と手数料がかかることになり、預金者が預金口座を開設するに当たって、そこまで負担する意思があつたとはとうてい解釈できないと考える。

さらに、誤振込ではそもそも預金債権の成立要件として、消費寄託契約における要物性を満たさないと考える。この要物性を、振込依頼人の振込金の入金もしくは被仕向銀行の仕向銀行に対する決済資金請求権の取得で満たすとの考え方もあるが、預金債権はあくまでも預金口座の名義人の出捐で要物性が満たされるべきであり、振込の場合は、受取人は原因関係上の債権を失うという出捐をしているのである。¹⁴したがって、振込依頼人のミスによる振込によって、受取人の預金債権は成立しないと考える。

3 誤振込と不当利得

(一) 誤振込によって預金債権が成立すると考える立場では、振込依頼人が振込手続外で受取人から不当利得返還請求することになる。したがって、受取人の無資力の危険は、当然振込依頼人が負うことになり、これは、「ミスをした者がそれによる不利益を負う」という世の中の一一般理念に合致し、公平であるとしている。¹⁵

預金債権は成立するが受取人に帰属しないと考える考え方は、預金債権の帰属関係は振込依頼人・受取人間においてのみ問題とされる相対的關係にすぎないから、被仕向銀行は自らの処理に誤りがない限り、原因關係の不存在を知っていたか否かにかかわらず、常に受取人を預金者として扱えば免責されるとしている。¹⁶

誤振込によって預金債権は成立しないと考える立場では、振込依頼人が「取引上の原因關係」がないにもかかわらず誤って行われたことを被仕向銀行は通常認識していないと考えられ、また、被仕向銀行が利得するのは為替取引によって被仕向銀行に移動した資金であるから、被仕向銀行は為替取引によって移動した資金について利益が現存する限度で、振込依頼人に対して不当利得返還義務を負うことになる(民法七〇三条)。この場合、誤った振込依頼に基づいて資金が被仕向銀行に移動した後、振込による入金記帳が行われた口座から受取人が払戻を行っていない場合は、被仕

向銀行に利益が現存するので、不当利得返還請求の相手方は被仕向銀行であることに異論はないが、被仕向銀行が振込金相当額を受取人に払戻手続きを経て支払った後は、不当利得返還請求の相手方は、被仕向銀行なのかそれとも受取人なのか問題となる。本件の一審・原審は、払戻後であれば、受取人に対して不当利得返還請求をするべきであるとしている。この結果を支持する根拠として、民法四七八条の債権の準占有者への善意支払による免責を挙げる見解もある。これに対して、不当利得返還義務を負うのはあくまでも被仕向銀行であるとする見解は次のように説明する。記帳された残高ではなく現在の残高を基礎にして、その残高の範囲内の払戻であれば、その払戻は預金債務の履行であって、利益の現存には影響なく、したがって、被仕向銀行には利得した額の全額を返還する義務がある。一方、記帳された残高が現実の残高を超えているため、現実の残高を超えて払戻が行われた場合には、現実の残高を超過した分は、預金債務の履行ではなく、被仕向銀行が預金があると誤認して自己資金を交付するという法律上の原因を欠く金銭の交付であり、被仕向銀行は、この場合、超過した分について受取人に対して不当利得返還請求権を有し、原則として、右の請求権は額面金額に相当する価値を有するため、利益は現存することになる。したがって、被仕向銀行は、この場合も、利得した額の全額を返還する義務がある。受取人が無資力であり、被仕向銀行の現実の資金回収が不可能な場合は、振込依頼人につき過失を認定し、その過失ある不法行為による権利侵害により被仕向銀行が損害を被ったとして、被仕向銀行に過失がなければ損害賠償を請求することができ、また、被仕向銀行に過失があれば振込依頼人との間で過失相殺が行われることになり、振込依頼人が不法行為による損害を被仕向銀行に賠償すれば、賠償した範囲で、被仕向銀行の受取人に対する不当利得返還請求権を代位することになるとしたり、不当利得返還義務を負う受取人が無資力となると、はじめて現存利益の減少が認められ、被仕向銀行が振込依頼人に対して負っている不当利得返還義務が縮減されることになるとしたり、また、回収の保証のない請求権を金銭に替えて払うことは与え

過ぎであるから、持っているままの利得（請求権）の形で振込依頼人に返すのが公平に合致するとして、民法四六七条による請求権の譲渡で対抗できるとする。²⁰ただし、以上のような法律関係は被仕向銀行が引き続き善意である場合に限られ、当初善意であった被仕向銀行が、振込依頼人からの通知によって悪意に転じた場合は、その時点において現存する利益を返還しなければならない。

(二) 検討

誤った振込依頼を行った振込依頼人の不当利得返還請求の相手方は、本件一審・原審と同様に、被仕向銀行による受取人への払戻前であれば被仕向銀行であり、払戻後であれば、現実の正当な残高を超えて支払った分については受取人であり、被仕向銀行に現存する分については被仕向銀行であると考えられる。しかし、民法四七八条は現実に存在する債権の弁済について規定するものであり、預金債権自体が存在しない場合に適用ないし類推適用はできないと考える。もつと単純に、現に振込金を保有する者を不当利得返還義務者と考えるべきである。通常の二当事者間の取引では不当利得は当事者にのみ生じることになるが、振込は四当事者間の取引であり、振込金は被仕向銀行及び受取人の利得となるが、そもそもも予定されているものであり、さらに、ミスなく手続を行った被仕向銀行に自己が保有する以上の返還義務を課すことは酷である一方、受取人は確定しているものであるから、誤った振込依頼をなした振込依頼人に受取人への返還請求をさせることは酷とはいえないからである。

4 受取人の債権者による差押え・被仕向銀行の受取人に対する貸付債権との相殺

誤振込により預金債権が成立としても、振込依頼人から受取人に不当利得返還請求がなされた場合、受取人は、振

込金が被仕向銀行に未だ預けられている場合はこの預金から返還し、払戻後は自らの一般財産から返還するということがおおいに考えられ、そうであれば結果的には本件一審・原審と同じ処理になる。しかし、受取人の預金口座につき差押えがなされたり、被仕向銀行が受取人に対して有する貸金債権とこの口座の預金を相殺した場合に、誤振込による預金債権の成否によって結論が異なることになり、預金債権の成否を論じる実益はここにあると考える。

誤振込により預金債権が成立する立場では、受取人の債権者による差押え、被仕向銀行による相殺は有効であり、債権者・被仕向銀行は棚ばた式に正当な利益を得ることになる一方で、振込依頼人は受取人の無資力の危険を負担することになる。これは、振込依頼人にミスがあったとはいえ、債権者・被仕向銀行が回収不能に帰していた債権を棚ばた式に回収でき、一方で、振込依頼人が本来予定していたのではない受取人の無資力の危険を負担するのは衡平を失うのではないか。この点、誤振込により預金債権は成立しないと考えれば、受取人の債権者による差押え、被仕向銀行による相殺は無効であり、振込依頼人は被仕向銀行から振込金の返還を受けることができることになるが、債権者・被仕向銀行にとつてはもともと誤振込は予定外のものであるから、差押え、強制執行、相殺の無効により利益を受けるとはいえないと考える。

五 本判決に対する私見

本件事案のように、受取人が倒産して無資力状態にあり、差押え債権者もいったんは回収をあきらめていたところ、たまたま誤振込による入金があったので差し押さえたという「棚ばた式」の利益を、誤振込をした振込依頼人の犠牲の上に保護して良いのか、すなわち、本来、債務者の無資力の危険は債権者が負うべきで、誤振込をした振込依頼人が負担するいわれはないのではないか、という点で、まず、本判決の結論の妥当性に疑問を感じる。

次に、本判決は、振込依頼人による誤振込によって受取人の預金債権を成立させる根拠として、普通預金規定には預金債権の成立を振込依頼人と受取人の間の原因関係の有無に懸からせていることをうかがわせる定めはおかれない点を挙げている。しかし、この場合、普通預金規定や当座勘定規定には、振込依頼人の誤振込による預金の成否といった例外的・病理的なものについては、特に定めがなされていないと見るのが規定の素直な解釈であろう。

また、本判決および誤振込によって預金債権の成立を肯定する見解は、銀行の迅速・安価・簡易・安全なサービスという点を重視している。その背景には、誤振込があった場合、被仕向銀行はいつたいどのようにして原因関係の存在・不存在を判断するのか、振込依頼人から不存在の申し出があればそれでよいのか、その申し出があれば被仕向銀行は入金記帳を抹消しなければならなくなるのではないか、また、受取人が振込依頼人と継続的取引関係があれば受取人は振込入金について信頼することもあろうし、そもそも原因関係について振込依頼人と受取人との間で争いがある場合には、被仕向銀行はどうすれば免責されるのか、受取人から預金払戻請求があった場合に困った立場に置かれることになるし、また、原因関係不存在とはどのようなことをいうのか、原因関係の一部が無効な意思不存在の場合にはその部分だけの不当利得になるのか、さらに、第三者が預金債権を差し押さえた場合に受取人が振込依頼人と協力して容易に差押えを免れる手段を与えることになる等の疑問が挙げられている²³。しかし、このような問題が生じるから預金債権を成立させるべきであるというのは、次元の異なる議論であると考えられる。しかも、誤振込の場合に預金債権の成立を否定したからといって、被仕向銀行が原因関係の存在等についての調査義務を負わされるわけではないのである。被仕向銀行は明らかに原因関係が存在しない誤振込による振込金につき振込依頼人の請求にしたがって返還義務を負うのみである。実際に振込依頼人が預金債権の不成立を理由に返還請求を行うのは、組戻手続において受取人が入金記帳の抹消を承諾しないもしくは承諾できない場合であり、この場合、振込依頼人が裁判等によって原因

関係の不存在を明らかにするのでなければ、被仕向銀行は返還請求に応じる必要はないと考える。ただし、裁判等によって原因関係の不存在が確認された場合、被仕向銀行は組戻の依頼を受けていた段階で悪意の不当利得者となっているのだから、この時点での現存利益を返還することになり、銀行としては、実際上は、判決が出されるまでの間、受取人の預金口座の当該資金部分について凍結せざるを得なくなろう。これはサービス業たる銀行としては不便であることから、迅速・安価・簡易・安全なサービスという銀行の機能性・有用性に反するとの批判もできそうである。しかし、これは通常の振込に求められるものであって、誤振込の振込依頼人・受取人は求めていないであろう。また、これによって、銀行業務全般が止まるわけではなく、通常一般の振込は何ら影響を受けないのである。本判決は、振込の一般的な性質にとらわれるあまり、預金契約の解釈を誤っているといえる。

さらに、被仕向銀行と受取人との間の預金債権成立において、消費寄託契約の成立要件としての要物性について出捐者を預金者と認めるべきであるとする判例理論と整合性があるのか疑問である。

私は、原因関係を欠く振込依頼からは預金債権は成立しないと考える。したがって、本件の場合、Xによる第三者異議の訴えは認められるべきであったと考える。しかし、預金債権の成立を肯定したからといって、第三者異議の訴えを認めないとする必然性はないのではないか。差押え債権者が本件預金債権から弁済を受けた場合に不当利得が認められる事情があれば、第三者異議の訴えは認められると考えられるので、この点で審理を尽くさせるべく、差し戻しの判断をするべきであったと考える。

【注】

(1) 本判決の評釈として次のようなものがある。伊藤寿英「振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合における振込みに係る普通預金契約の成否」金融商事判例一〇〇一号四三〇五頁・岩原紳作「誤振込による受取人の預金債権の差押えに對し振込依頼人は第三者異議をなしうるか」金融法務事情一四六〇号・大西武士「誤振込による預金の成否と第三者異議の訴え」判例タイムズ九一八号(一九九六年一月一日)一四〇一頁・川田悦男「振込依頼人の誤振込による預金の成否(積極)」金融法務事情一四五二号(一九九六年六月五日)四〇五頁・小林英樹「誤振込による預金債権の成否」研修五九一(一九九七年九月)四九〇頁・塩崎勤「振込依頼人の誤振込と受取人と銀行間の預金契約の成否」銀行法務二五二三号(一九九六年八月)四〇一頁・菅野佳夫「原因欠缺の振込による普通預金の成否」判例タイムズ九二五号(一九九七年二月一日)九五〇頁・道垣内弘人「誤振込による受取人の預金の成否」手形小切手判例百選「第五版」(一九九七年七月)二二〇〇頁・野村豊弘「誤振込による預金債権の成否」判例セレクト九六「法学教室」二四頁・秦光昭「振込依頼人の錯誤により別人の預金口座に振込がされた場合における預金債権の成否」NBL 六一八号(一九九七年六月一日)七八〇頁・前田達明「振込依頼人の誤振込による受取人口座への入金記帳によつて銀行に對する受取人の預金債権が成立するとされた事例」判例時報一五八五号(一九九七年二月一日)一九二〇頁「判例評論四五六号三〇〇三八頁」・牧山市治「振込の原因となる法律関係が存在しない場合における振込にかかると普通預金契約の成否」金融法務事情一四六七号(一九九六年一月二五日)一二〇一頁・松岡久和「受取人を誤記した語振込による預金債権の成否」平成八年度重要判例解説(一九九七年六月一日)七三〇七頁・吉岡伸一「原因関係を欠いた誤振込と預金の成否」銀行法務二五二九号(一九九七年一月)三八〇四頁

(2) 他行間であれば為替通知は全銀システムを利用して送られ、資金決済は日本銀行の為替決済制度を利用することになるが、自行の本店間であれば自行のシステムを用いることになる。利用するシステムは異なるが、他行間振込も自行の本店店間の振込も、法律関係は同様と考えることができる。

(3) 後藤紀一「EFT(電子資金移動)取引と意思表示の瑕疵・無能力について」手形研究四〇六号(一九八八年二月)九頁

参照

(4) 本件原審

(5) この点、振込取引の専門家である銀行実務家でさえ誤入金をすることは避けられない実状からすれば、本件Xにはせいぜい「軽過失」がある程度であり、さらに、そもそも、本件のように、Xのミスに比して過大な犠牲の上に、Yに本来回収不能であった債権の回収を許すことになる場合は、Yに重過失の抗弁を認めない（民法九五条但書の適用排除）という利益衡量も可能であるとする見解もある（前田・前掲（1）一九六頁）。

(6) 当座勘定規定三条（本人振込）「当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込があった場合には、当行で当座勘定へ入金記帳をしたうえでなければ支払資金としません。ただし、證券類による振込については、その決済を確認したうえでなければ支払資金としません。」

当座勘定規定四条二項（第三者振込）「第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込をした場合には第三条と同様に取り扱います。」

普通預金規定二（一）「この預金口座には、現金のほか手形や小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」という。）を受け入れます。為替による振込金も受け入れます。」

(7) 松本貞夫『振込』鈴木祿弥・竹内昭夫編「金融取引法体系第三巻為替・付随業務」（有斐閣一九八三年）七三頁

(8) 西澤宗英「一誤振込による受取人口座への入金記帳によっては銀行に対する預金債権は成立しないとされた事例」二誤振込により入金記帳された債権に対する差押えにつき振込依頼人からの第三者異議の訴えが認められた事例」判例時報一四三三六号（一九九三年一月一日）一九二頁「判例評論四〇七号三八頁」ただし、この論者は、振込取引の抽象性無因性ということを考えるとき、「原因関係が存在しない場合には、預金債権は成立しない」という命題を一般的に定立するものではなく、「錯誤に基づく誤った振込」という限定された場面でのみその妥当性を有するとしている。

(9) 塩崎勤「誤振込による預金に対する差押えと振込依頼人からの第三者異議の訴えの可否」金融法務事情一二九九号（一九九一年九月二五日）一五頁

- (10) 山田誠一「誤った資金移動取引と不当利得(下)——最三小判平三・一一・一九を手がかりとして」金融法務事情一三二五号(一九九二年七月五日)二六頁
- (11) 塩崎勤「誤振込による預金に対する差押えと振込依頼人からの第三者異議の訴えの許否」金融法務事情一二九九号(一九九一年九月二五日)一五頁
- (12) 鈴木正和「誤振込と預金者の認定」判例タイムズ七四六号(一九九一年三月一五日)一〇五頁・後藤紀一「振込取引をめぐる最近の判例と問題点」金融法務事情一二六九号(一九九〇年一月五日)一四頁
- (13) 菅原胞治「振込取引と原因関係(二)——決済、為替および振込理論の再構築のために——」金融法務事情一三六〇号(一九九三年七月二五日)二〇頁
- (14) 結婚祝い・香典等の好意的振込や、生活費のの仕送り、自己の口座への振込等は原因関係の決済を目的とせず、したがって、受取人には原因関係上の債権を失うという出捐がないようにも見えるが、受取人が好意的振込を受ける正当な地位にあることや、生活費の仕送りを受ける関係にあること、自己の口座へ振り込む必要性があること等を広く原因関係ととらえ、そこに出捐を認めることが可能であると考える。
- (15) 後藤・前掲(12)一六頁
- (16) 菅原・前掲(13)二二頁
- (17) 川田悦男「誤振込による預金成否の問題点」金融法務事情一三三四号(一九九二年六月二五日)五頁
- (18) 木南敦「誤った振込と預金の成否」金融法務事情一三〇四号(一九九一年一月一五日)一〇頁
- (19) 山田・前掲(10)二七頁
- (20) 菅野佳夫「振込をめぐる諸問題」判例タイムズ七八八号(一九九二年九月一日)九二頁
- (21) 被仕向銀行にとっては、預金口座にある間は資金の保有という形で、受取人にとっては、預金の払戻金という形で利得があると考ええる。
- (22) この点につき、本件一番・原審が被仕向銀行に不当利得返還義務を負わせることは、相殺による利得を認めることが前

提になっており、預金債権の成立を否定したと矛盾するという指摘がなされている（鈴木・前掲（12）一〇五頁）。しかし、被仕向銀行が負う不当利得返還義務は振込金の保有に基づくものであり、相殺がない状態で本来負っていたものである（本稿四三参照）。

(23) 塩崎・前掲（1）一〇頁

(24) 後藤・前掲（12）一四頁

(25) 差押えの目的物とされた債権が成立していない場合に、第三者異議の訴えが認められるかが問題となるが、これについては稿をあらためて検討したい。

(26) 騙取・横領した金銭を債務の弁済にあてた場合に、弁済受領者に不当利得を認めた最高裁判例（最（一）判昭四九・九・二六民集二八卷六号一二四三頁）参照（伊藤・前掲（1）四六頁・道垣内・前掲（1）二二二頁・野村・前掲（1）二四一頁・吉岡・前掲（1）四五頁）。

（たけうち あきよ・本学部専任講師）